

木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金制度一覧

(R5.6.19時点)

名称	対象者	金額	補助対象経費	事前申請	申請時に必要な書類	申請期間	要件等
 <p><b>不動産登記等支援事業</b></p>	空き家バンク登録者	<b>上限20万円</b> (補助対象経費の1/2以内)	○木城町空き家バンクに登録された、又は登録をしようとする空き家の所有権保存登記、相続登記等にかかる費用として司法書士等に支払う経費。	必要	<b>【様式】</b> ○木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ○事業実績書(様式第2号) ○誓約書兼同意書(様式第3号)  <b>【添付書類】</b> ○遺産分割協議書の写し(協議が行われた場合) ○測量図(登記のための測量等が行われた場合) ○登記事項証明書	事業完了から6ヶ月を経過するまで	○既に空き家バンクに登録されている空き家においては、事業実施後に空き家バンク掲載の取り下げを行わないこと。 ○空き家バンク登録見込みの空き家においては、事業実施後速やかに空き家バンクへの登録を行いその後の掲載取り下げを行わないこと。 ○当該事業実施後に相続登記等の登記に関する課題が全て解消され、速やかに所有権移転ができる状態となっていること。 ○当該空き家について流通の可能性が著しく低いと判断されるものを除く。
 <p><b>空き家家具等片付け支援事業</b></p>	空き家バンク登録者 利用希望者	<b>上限10万円</b> (補助対象経費の1/2以内)	○木城町空き家バンクに登録された、又は登録をしようとする空き家に残存する住宅家具等片付け等の処分又は移設費用として、一般廃棄物処理業者等に支払う経費。  ○空き家又はその敷地の清掃又は除草費用として事業者等に支払う経費。	必要	<b>【様式】</b> ○木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ○事業実績書(様式第2号) ○誓約書兼同意書(様式第3号) ○空き家【家財処分】の承諾書(様式第4号)(賃貸の場合)  <b>【添付書類】</b> ○家財等の整理・搬出前後の写真	事業完了から6ヶ月を経過するまで	○当該事業により処分する家財等の廃棄物について法令等に基づき適切に処分を行うこと。 ○当該空き家について流通の可能性が著しく低いと判断されるものを除く。  <b>【空き家バンク登録者】</b> ○既に空き家バンクに登録されている空き家においては、事業実施後に空き家バンク掲載の取り下げを行わないこと。 ○空き家バンク登録見込みの空き家においては、事業実施後速やかに空き家バンクへの登録を行いその後の掲載取り下げを行わないこと。  <b>【利用希望者】</b> ○空き家に係る売買又は賃貸契約の締結後3ヶ月以内に家財等の片付けを行うこと。 ○賃貸の場合においては、家財等の片付けについて空き家バンク登録者の了承を得ていること。
 <p><b>取引仲介手数料支援事業</b></p>	空き家バンク登録者	<b>上限10万円</b> (補助対象経費の1/2以内)	○木城町空き家バンクに登録された空き家の売買にあたり、仲介業者に支払う報酬	不要	<b>【様式】</b> ○木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ○事業実績書(様式第2号) ○誓約書兼同意書(様式第3号)	事業完了から6ヶ月を経過するまで	-
 <p><b>リフォーム・リノベーション支援事業</b></p>	利用希望者	<b>上限100万円</b> (補助対象経費の1/2以内)	○木城町空き家バンクに登録された空き家の機能を維持もしくは向上させるための修繕・模様替え・改修等の工事に要する経費。  ○売買又は賃貸契約後1年以内に完了するリフォーム及びリノベーションに係る経費に限る。	必要	<b>【様式】</b> ○木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ○事業実績書(様式第2号) ○誓約書兼同意書(様式第3号) ○空き家【リフォーム・リノベーション工事】の承諾書(様式第4号)(賃貸の場合)  <b>【添付書類】</b> ○リフォーム・リノベーションの前後の写真(当該箇所がわかるもの)	売買又は賃貸契約後1年を経過するまで	○空き家に係る機能維持・機能向上に限る(外構工事については対象外) ○賃貸の場合においては、リフォーム・リノベーションについて空き家バンク登録者の了承を得ていること。
 <p><b>住宅等新築のための空き家解体支援事業</b></p>	利用希望者	<b>上限100万円</b> (補助対象経費の1/2以内)	○木城町空き家バンクに登録された空き家を解体(同一敷地内の構造物の撤去並びに立木等の伐採含む)した後の跡地に、新たに居住用の住宅または事務所等を設置する場合にあって、その解体に係る費用として事業者等に支払う経費。	必要	<b>【様式】</b> ○木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ○事業実績書(様式第2号) ○誓約書兼同意書(様式第3号)  <b>【添付書類】</b> ○産業廃棄物管理票の写し ○住宅解体前後の写真	事業完了から6ヶ月を経過するまで	○売買契約後6ヶ月以内に解体を着手すること。 ○売買契約後2年以内に当該跡地に新たに居住用の住宅または事務所等の新築工事が着工されること。 ○居室として新築する場合にあっては、賃貸向け、営業売買目的ではなく、個人住宅として取得し、居住用としての機能を有していること。 ○空き家解体に係る他の補助事業の交付対象となる住宅の除却については対象外とする。
<b>共通</b>					○事業実施に係る契約書等 ○事業実施に係る経費を確認できる請求書の写 ○事業実施に係る経費を支払ったことを確認できる領収書又は銀行振込等の写し ○その他町長が必要と認める書類		○税・使用料等の滞納がないこと。 ○暴力団等でないこと。 ○各事業1の空き家につき1回の申請を限度とする。  <b>【利用希望者】</b> ○居住用として空き家を利用する場合にあっては、当該空き家の所在地に住所を移し5年以上定住をすること。 ○事業用として空き家を利用する場合にあっては、当該空き家の所在地に事業の拠点を置き5年以上当該事業を継続すること。 ○空き家バンク登録者及び所有者の配偶者又は3親等以内の親族でないこと。 ○住宅の取得後は、当該住宅及び当該敷地について適切な管理を行うこと。